

### 第6期計画のポイント

#### 計画の視点

1. 地域における生活の維持及び継続の推進
2. 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
3. 相談支援体制の充実・強化など
4. 障害福祉人材の確保
5. 福祉施設から一般就労への移行など
6. 発達障害者などの支援の一層の充実
7. 障害者の社会参加を支える取り組み
8. 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み
9. 障害児通所支援など地域支援体制の整備
10. 障害福祉サービスなどの質の向上

#### 令和5年度の目標値の設定

1. 入所施設の入所者の地域生活への移行  
【国の指針】令和5年度末までに、令和2年度末時点の施設入所者数(97人)の6%以上が地域生活へ移行  
⇒5年度末までの地域移行者数の目標を6人に設定  
【国の指針】元年度末時点の施設入所者数を1.6%以上削減  
⇒5年度末時点の施設入所者数を94人に設定
2. 精神障害者における1年以上の長期入院患者数  
①65歳以上の1年以上の長期入院患者数 17人  
②65歳未満の1年以上の長期入院患者数 3人  
⇒5年度末における長期入院患者数を設定
3. 福祉施設から一般就労への移行  
【国の指針】元年度の一般就労への移行実績(1人)の1.27倍以上  
⇒5年度における一般就労への移行者数目標を6人に設定

#### 第6期計画 サービス体系

区分	実施するサービス・事業名	
障害者総合支援法	訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護 重度障害者等包括支援
	日中活動系	生活介護、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)、療養介護、短期入所、就労定着支援
	居住系	共同生活援助(グループホーム)、施設入所支援 自立生活援助
	相談支援	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援
児童福祉法	障害児通所支援	児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
	障害児相談支援	障害児相談支援

## 第7期京丹後市障害福祉計画概要(案)

～地域の中で共に生きる障害者福祉の充実～

### 第7期計画策定にあたって踏まえた点

<障害者総合支援法> 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

#### <第6期計画の評価と課題>

##### 入所施設の入所者の地域生活への移行

- 地域移行については、目標6人(移行率6.2%)  
R5年度までの累計(見込)が2人(移行率2.0%)で未達成
- 入所者数の削減については、目標97人→94人 3人減(削減率3.1%)  
R5年度末(見込み)95人 2人減(削減率2.1%)で目標1.6%以上達成
- 入所者の高齢化、障害支援区分の重度化もあり入所待ちが多い、支援の体制の課題など地域特性から入所者の削減は難しいが、今後のグループホームの整備に合わせ地域移行を目指す。

##### 精神病床における1年以上長期患者数

- 65歳以上の1年以上患者：目標17人→R3実績28人 未確認
- 65歳未満の1年以上患者：目標3人→R3実績8人 未確認
- 最新の情報は、令和3年6月30日時点での患者数の公表しがなく、達成できたかは未確認。家族をまるごと支援する精神障害者の包括支援の構築

##### 福祉施設から一般就労への移行

- R5年度、一般就労への移行者数目標6人に対し、R5年度までの移行者実績はR3年度0人、R4年度0人、R5年度(11月末1人)
- 就労定着支援事業所のうち就労定着率8割以上の事業所を全体の7割以上利用できる事業所が市内にないため未達成
- 関係機関の連携を強化し、就労定着に向けての具体的な支援のシステムづくりが課題。圏域内において就労移行事業所が1箇所であり受入体制に課題がある。

##### 福祉サービス量の達成状況【現状&課題】

- 【訪問系】介護保険事業所との連携により受入確保されている。主たる介護者の高齢化などによりニーズが高いが、ヘルパーの高齢化も課題であり継続的な人材確保が必要。
- 【日中活動系】近隣市町と連携し受入確保されているが、親亡き後の自立した生活への支援の体制が課題。
- 【居住系】主たる介護者の高齢化により、年々ニーズは高まっており、今後もグループホームの建設に向けて法人と連携しながら進めていく必要がある。キーパーなどの人材の確保が課題。
- 【相談支援】年々利用者が増加しており、相談支援専門員の事業量は過大。スキル向上などの研修の機会を確保することも必要。
- 【地域生活支援】児童日中一時は事業所の工夫で受入確保しているが、長期休暇の支援については保護者ニーズがあり、人材や受入事業所を確保することが課題。
- 【障害児支援】市内外事業所との連携により受入確保されている。R5年度から新たな1事業所が開設した。児童数は減少しているが発達に課題のある児童は増加しておりニーズを満足させることはできていない。また医療的ケアを要する児童の支援体制の整備が課題。

#### <審議会での意見>

- ◆ヘルパー人材の確保
- ◆グループホームの建設と人材確保
- ◆公共交通機関などの移動手段の問題
- ◆児童の日中の居場所の確保(短期入所・日中一時・放課後等デイサービスの充実)
- ◆精神保健福祉士の職員採用

### 第7期計画のポイント

#### 計画の視点

##### 【国指針見直しの主なポイント】

1. 入所などから地域生活への移行・地域生活の継続支援  
→訪問・日中系サービス、グループホームなどの体制
  2. 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築  
→本人・家族を支援する体制の検討
  3. 福祉施設から一般就労への移行など  
→就労定着に向けたフォローアップ体制(事業所・企業・行政連携)
  4. 障害児のサービス提供体制の計画的な構築  
→医療的ケア児の支援体制
  5. 発達障害者など支援の一層の充実  
→家族や介助者への支援・相談体制
  6. 地域における相談支援体制の充実強化  
→職員研修・情報交流(相談支援事業所連携会議の充実) 基幹相談支援センターのあり方の検討
  7. 障害者などに対する虐待の防止  
→精神障害者についての理解と支援体制
  8. 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み  
→制度の縦割りを超えた協働体制
  9. 障害福祉サービスの質の確保  
→相談支援専門員などへの研修などの充実
  10. 障害福祉人材の確保・定着  
→事務負担の軽減など
1. よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定  
→日中一時、医療的ケア児の受入体制(自立支援協議会との連携)
  2. 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進  
→障害特性に配慮した支援や支援者の育成
  3. 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化  
→難病患者の意見の尊重、特性に配慮した支援

#### 令和8年度の目標値の設定

1. 施設入所者の地域生活への移行人数  
【国の指針】8年度末までに、4年度末施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行→6.2%  
【国の指針】8年度末までに、4年度末施設入所者数の5%以上削減→92人
2. 精神病床における1年以上の長期入院患者数  
65歳以上28人→23人 65歳未満8人→3人
3. 福祉施設から一般就労への移行人数  
①福祉施設から一般就労へ移行する者を8年度末までに令和3年度の実績の1.28倍以上とする→6人。3年度実績の就労移行支援:1.31倍以上→2人、就労A型:概ね1.29倍以上→2人、就労B型:概ね1.28倍以上→2人  
②就労移行支援事業所のうち利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする  
③就労定着支援事業の利用者数は、8年度末までに3年度末実績の1.41倍以上とする→2人

#### サービス体系 R7年10月～ 就労選択支援(仮称)の追加